

菱沼小和田自治会会則改定案

第3章 会員の構成

【現行】

第8条 会員は、会費を納入しなければならない。

3 会費は各地区の評議員が集金し、会計に納入する。

【改定案】

第8条 会員は、会費を納入しなければならない。

~~3 会費は各地区の評議員が集金し、会計に納入する。~~削除

【改定理由】

各組、班の状況によっては評議員もしくは班長が集金しているので、明記不要。

第4章 役員

【現行】

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長(1) 1名
- (3) 副 会 長(2) 1名
- (4) 会 計 1名
- (5) 部長・副部長 8名(第5章第13条6の専門部会)
- (6) 会 計 監 査 2名(前期の役員の中から会長が委嘱する。)
- (7) アドバイザー 若干名

2 評 議 員 24名

評議員は各地域より選出され、毎年度12名ずつ改選する。その選出および改選方法は巻末「添付資料」によるものとする。

【改定案】

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長(1) 2名以上
- ~~(3) 副 会 長(2) 1名~~削除
- (3) 会 計 1名
- (4) 部長・副部長 8名(第5章第13条6の専門部会第5章第13条5項の専門部会)
- (5) 会 計 監 査 2名(前期の役員の中から会長が委嘱する。)削除
- (6) 評 議 員 おおよそ50世帯に1名
- (7) アドバイザー 若干名(経験者または有識者の中から会長が選考し、評議員会で

承認する。)削除

~~2 評 議 員 24名~~

~~評議員は各地域より選出され、毎年度12名ずつ改選する。その選出および改選方法は巻末「添付資料」によるものとする。削除~~

【改定理由】

評議員は会員の代表のため、その時の会員世帯数を反映した人数とする。具体的な選出方法や人数は別で規定する。

【現行】

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長(1)は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。併せて第5章第13条3(4)に定める議事録および第6章第20条に定める総会の議事録を作成し、会員へ速やかに回覧するものとする。
- 3 副会長(2)は、三役及び専門部会との連携により会の円滑な運営を図り、原則的に小和田地区社会福祉協議会理事を兼ねる。
- 4 会計は、本会の会計事務を処理し、必要な書類を管理する。
- 5 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。
- 6 部長・副部長は、各専門部会の業務を円滑に遂行し、評議員会に報告する。
- 7 アドバイザーは、会の円滑な運営を図るために、必要に応じて助言をする。
- 8 評議員は組を代表し、自治会活動の推進および組内の連絡に当たるとともに、本会の事業計画書、予算案等の作成に携わる。

【改定案】

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長(1)は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。併せて第5章第13条3(4)に定める議事録および第6章第20条に定める総会の議事録を作成し、会員へ速やかに回覧するものとする。削除
- ~~3 副会長(2)は、三役及び専門部会との連携により会の円滑な運営を図り、原則的に小和田地区社会福祉協議会理事を兼ねる。削除~~
- 3 会計は、本会の会計事務を処理し、必要な書類を管理する。
- 4 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。
- 5 部長・副部長は、各専門部会の業務を円滑に遂行し、評議員会に報告する。
- 6 アドバイザーは、会の円滑な運営を図るために、必要に応じて助言をする。
- 7 評議員は組担当区域を代表し、自治会活動の推進および組内の連絡に当たるとともに、本会の会員の意向を本会に反映させた事業計画書、予算案等の作成に携わる。また、会の運営上重要な事項を審査決定する評議員会を構成し、自治会活動の推進および組内の

連絡に当たる。

【改定理由】

職務については、会則で定めず別途記載する。

【現行】

第11条 評議員の任期は2年とする。その選出方法は「添付資料」記載内容により、各業務のスムーズな運営を図る。

2 会長の任期は1年とする。

3 副会長(1)の任期は1年とする

副会長(1)は次期会長候補として1年間会長職を履修の上、次期会長職を1年務める。

4 副会長(2)、会計の任期は2年とする。

5 部長、副部長の任期は1年とし、原則として副部長は、副部長職を1年務めた後、引き続き部長職を1年務める。但し部長の選出については部内の推薦も可とする。

6 欠員により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 役員は、辞任または、任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

8 役員は、総会において新役員が承認されるまでは、暫定的に第4章第10条（役員の職務）を司る。

【改定案】

第11条 評議員の任期は2年とする。その選出方法は「添付資料」記載内容により、各業務のスムーズな運営を図る。~~削除~~

~~2~~ 会長の任期は1年とする。~~削除~~

~~3~~ 副会長(1)の任期は1年とする

~~副会長(1)は次期会長候補として1年間会長職を履修の上、次期会長職を1年務める。~~

~~削除~~

~~4~~ 副会長(2)、会計の任期は2年とする。~~削除~~

~~5~~ 部長、副部長の任期は1年とし、原則として副部長は、副部長職を1年務めた後、引き続き部長職を1年務める。但し部長の選出については部内の推薦も可とする。~~削除~~

2 欠員により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または、任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

4 役員は、総会において新役員が承認されるまでは、暫定的に第4章第10条（役員の職務）を司る。

5 役員の重任は妨げない。

【改定理由】

三役部長の任期については、職務の内容上、場合によっては任期満了後に同じ人が同じ役職を継続する必要があるため会則では規定せず別途記載する。

【現行】

第12条 役員は、総会において評議員の中から選任する。

- 2 アドバイザーは、評議員経験者または有識者の中から会長が選考し、評議員会で承認する。

【改定案】

第12条 役員は総会において評議員~~会員~~の中から選任し、~~総会で承認~~する。

- 2 アドバイザーは、評議員~~役員~~経験者または有識者の中から会長が選考し、~~評議員会で承認する。~~委嘱する。
- 3 会計監査は前年度の役員の中から会長が委嘱する。

【改定理由】

評議員は役員の一種であり（第9条参照）、全ての役員は全自治会員より選出される。

第5章 組 織

【現行】

第13条 本会の会議は、総会、評議員会、及び三役会、三役部長会、専門部会とする。

- 2 総 会
第6章による。

- 3 評 議 員 会

評議員会は、定員の2/3以上の参加で成立する。総会に次ぐ議決機関にして、三役部長会提案事項の承認及び三役部長会への提案を行う。

- (1) 各地区選出の評議員が各議決に関する議決権を有するものとし、自治会活動の総会における審議事項以外の必要な事項を審議する。
- (2) 議事の議決は、出席者の過半数の賛成で決定する。
- (3) 議事の進行は副会長(2)が担当する。
- (4) 評議員会の議事録は副会長(1)が作成する。

- 4 三 役 会

三役会は会長、副会長、会計で構成し、会長が必要に応じてアドバイザーを加えることができる。

- 5 三役部長会

- (1) 三役部長会は、会長、副会長、会計、各部会の部長・副部長、アドバイザーで構成する。また、会長が必要と認めた者を加えることができる。

- (2) 議長は会長がこれに当たる。
- (3) 評議員会に付議する事項や会の運営に必要な事項を付議決定する。

6 専門部会

本会に次の専門部会を置く。

- (1) 防犯防災部 自主防犯、自主防災、防犯灯の維持管理に関すること。
- (2) 文化部 祭典、盆踊り、催し物等に関すること。
- (3) 環境美化部 ゴミ処理関係ならびに環境の美化推進、啓蒙活動に関すること。
- (4) 広報体育部 各種行事の案内、PR・掲示板の設置と管理及び各種体育行事に関すること。

【改定案】

第13条 本会の会議は、総会、評議員会、及び三役会、三役部長会、専門部会とする。

2 総会

第6章による。

3 評議員会

評議員会は、定員の2/3以上の参加で成立する。総会に次ぐ議決機関にして、三役部長会提案事項の承認及び三役部長会への提案を行う。

- (1) ~~各地区選出の~~評議員が各議決に関する議決権を有するものとし、自治会活動の総会における審議事項以外の必要な事項を審議する。
- (2) 議事の議決は、出席者の過半数の賛成で決定する。
- (3) 議事の進行は副会長(2) **会長又は副会長**が担当する。
- (4) 評議員会の議事録は副会長(1)が作成する。

~~4 三役会~~

~~三役会は会長、副会長、会計で構成し、会長が必要に応じてアドバイザーを加えることができる。~~ **削除**

4 三役部長会

- (1) 三役部長会は、会長、副会長、会計、各部会の部長・副部長、アドバイザーで構成する。また、会長が必要と認めた者を加えることができる。
- (2) 議長は会長がこれに当たる。 **議事の進行は会長又は副会長が担当する。**
- (3) 評議員会に付議する事項や会の運営に必要な事項を付議決定する。

5 専門部会

本会に次の専門部会を置く。

- (1) 防犯防災部 自主防犯、自主防災、防犯灯の維持管理に関すること。
- (2) 文化部 祭典、盆踊り、催し物等に関すること。
- (3) 環境美化部 ゴミ処理関係ならびに環境の美化推進、啓蒙活動に関すること。
- (4) 広報体育部 各種行事の案内、PR・掲示板の設置と管理及び各種体育行事に関すること。

すること。

【改定理由】

三役会は状況によって個別に開催しているので明記不要。

第6章 総 会

【現行】

第14条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年度5月に開催する。

【改定案】

第14条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年度5月末日までに開催する。

【改定理由】

関係団体含め4月から新体制でスタートするため、5月では役員の決定が遅い。新年度評議員の選出を前倒しし、総会準備も早めに着手するのが望ましいため。